

What's New

経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2022.9
VOL.21

TOPICS

融資に強くなる講座

新型コロナ対策資本金性劣後ローンとは

事業承継入門講座

会社を売却しようと思ったときの注意点

税制改正コラム

成人は18歳から！贈与税・相続税の影響は？

助成金活用ガイド

人材確保等支援助成金（テレワークコース）



CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

就業規則はポイントをおさえた作成が重要！リスク回避につながる作成方法とは

05

融資に強くなる講座

新型コロナ対策資本金性劣後ローンとは

07

事業承継入門講座

会社を売却しようと思ったときの注意点

09

税制改正コラム

成人は18歳から！贈与税・相続税の影響は？

11

助成金活用ガイド

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

新枠追加！最大補助額 100万円！ IT 導入補助金

< IT 導入補助金とは >

IT 導入補助金を活用することで中小企業者は、積極的にIT ツールの導入し、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることができます。中小企業や小規模事業者、個人事業主などが、働き方改革や賃上げ、インボイス導入などに対応できるよう生産性向上に役立つIT ツールを導入するときに受けられる補助金です。

今までの採択実績

※通常枠A・Bは1～3次まで、デジタル化基盤導入枠は1～7次の採択結果です。

通常枠(A類型)

・申請数:9128件
・採択数:4873件
・採択率:53%

通常枠(B類型)

・申請数:287件
・採択数:120件
・採択率:42%

デジタル化基盤導入枠

・申請数:12071件
・採択数:10232件
・採択率:85%

特にデジタル化
基盤導入枠の申
請数・採択率が
高いですね！



8月9日より新枠追加！セキュリティ対策推進枠

<セキュリティ対策推進枠とは>

中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減していただく事を目的としています。

セキュリティ対策推進枠の補助対象	
補助額	5万～100万円
補助率	1/2以内
機能要件	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「 サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト 」に掲載されているいずれかのサービス
補助対象	サービス利用料(最大2年分)

- ① サービス利用料の1/2以内、**最大100万円**を補助
- ② サービス利用料、**最大2年分**補助
- ③ 補助対象を「**サイバーセキュリティお助け隊サービス**」に特化
- ④ 独立行政法人情報処理推進機構が登録・公表するサービス



サイバーセキュリティお助け隊サービスって？



サイバーセキュリティお助け隊サービスページより

中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスをワンパッケージで安価に提供するサービスです。

ぜひユーザー向けサイト▼もご覧いただき、活用をご検討ください！

<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>

セキュリティ対策推進枠の申請スケジュール

公募開始: 令和4年8月9日(火)

申請受付: 令和4年8月9日(火)

応募締切: (2次締切) **令和4年10月3日(月)17:00**



－ 経営情報ブログ －

就業規則はポイントをおさえた作成が重要！ リスク回避につながる作成方法とは

作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

就業規則は、企業が良好な経営をおこなっていくうえで必要不可欠であり、法令の遵守や従業員とのトラブル回避にもつながる重要なものです。

就業規則を適切に作成できていない場合、思わぬことで「法令違反」や「従業員との労働トラブル」となってしまうこともあるため、就業規則の作成・整備には注意が必要です。

就業規則の適切な作成方法について解説します。

■ 就業規則とは

企業の“ルールブック”ともいえる就業規則は、労働時間や賃金規定など、従業員の労働条件が定められており、企業が労働法に関する法令を遵守するとともに、従業員の規律を定めるうえで重要な役割を果たしています。

◎ 就業規則の作成が必要な企業とは

労働基準法第 89 条より、常時 10 人以上の従業員を雇う企業は、就業規則の作成および届け出が義務付けられています。

「常時 10 人以上」の対象となる従業員は、正社員だけではなく、パートタイマーやアルバイトなど、非正規雇用労働者も含まれます。

そのため、「正社員 3 名、パートタイマー 7 名」の場合においても、就業規則の作成義務が発生します。



■ 就業規則の作成を怠るとどうなる？

就業規則の作成義務があるにもかかわらず、作成を怠った場合、法令違反となることや、就業規則の不整備により、従業員との労働トラブルを引き起こすことがあります。

◎ 法令違反となる

就業規則には、作成・届け出のほか、作成した就業規則を従業員に「周知させる」義務があります。就業規則の作成・届け出および周知義務に違反した場合、労働基準法違反として「30 万円以下の罰金」(労働基準法第 120 条)が科せられることもあるので注意しましょう。

また、労働基準法をはじめ、労働法に関する法令は定期的に改正がなされています。

特に、近年は「働き方改革の促進」が進んでおり、「高齢者従業員に関する法令」や「育児休暇に関する法令」など、あらゆる方面において、企業のあり方が見直されています。

そのため、最新の法改正の情報を見逃したまま、就業規則の作成・整備を怠っていると、知らぬ間に、法令違反となってしまうこともあります。

日頃から法改正の情報を確認し、現行の法令に沿った就業規則が整備されているか、注意しましょう。

◎ 労働トラブルのリスク

適切な就業規則の作成・整備を怠ると、従業員との労働トラブルを引き起こしやすくなります。

就業規則には、従業員とのトラブルを引き起こしやすい「賃金・賞与に関する規定」や「入退社時に関する規定」、「昇給・昇格に関する規定」などが定められています。

そのため、就業規則は、トラブルを回避する「抑止力」として働く機能ももっており、従業員とのトラブルを引き起こさないためには、あらかじめ、必要事項を定めておくことが大切です。法令に反する規定や、明らかに企業が有利となるような規定を定めることはできませんが、就業規則の整備は、企業と従業員の双方を守るために重要です。

■ 就業規則を適切に作成するには

就業規則は、インターネットで雛形をダウンロードして作成することも可能ですが、作成する際には、法令違反にあたる就業規則や、労働トラブルを抑止できないような就業規則とならないよう、要点をおさえて作成しなければなりません。

◎ 絶対的必要記載事項をおさえる

就業規則には、必ず記載しなければならない事項（絶対的必要記載事項）と、各企業で定めるルールである相対的必要記載事項があります。

就業規則を作成する際には、「絶対的必要記載事項」を漏れなく記載するように注意しましょう。

絶対的必要記載事項

絶対的必要記載事項は以下の通りです。

・ 労働時間関係

始業・終業時間の時刻、休憩時間、休日など

・ 賃金関係

賃金の改定、賃金の計算方法および支払い方法、昇給に関する事項など

・ 退職関係

解雇の事由など、退職に関する事項

【参考】モデル就業規則 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11200000-RoudouKijunkYoku/0000118951.pdf>

◎ 現行の法改正に則した内容にする

就業規則を作成する際は、現行の法令に則した内容となっているか注意しましょう。

近年、高齢化や働き方の多様化が進み、「時間外労働の上限規制」などのほか、「育児・介護休業法」、「パートタイム・有期雇用労働法」、「高齢者雇用安定法」などの、労働関連法が定期的に見直されています。

特に、企業に対し「義務化」されている法令については、見落としてしまうと「法令違反」となってしまうため、十分注意し、必要に応じて就業規則の作成・改正をおこなしましょう。

◎ よくある労働トラブルの事項に注意する

従業員とのトラブルは、就業規則に記載がなかったことで起こることも多いため、就業規則がいかにか「抑止力」として重要なものであるのかがわかります。

よくある労働トラブルとしては、「賃金関連」のほかに「入退社時関連」が多くあり、就業規則を作成する際は、「試用期間」や「服務規定」などについて明記しておくことが大切です。

適切に整備された就業規則であれば、従業員からの信頼も得られるため、お互いに良い関係を築くためにも、就業規則の内容の整備は大切です。

■ 就業規則を作成したら必ず周知を

就業規則の取り扱いは、作成・届け出を終えたら完了するわけではありません。

作成した就業規則は、「従業員への周知」の義務があり、従業員への周知を以て就業規則としての効力が発生します。

◎ 就業規則の周知義務・周知方法

就業規則の周知についても、「周知義務」を怠った場合、労働基準法違反として「30万円以下の罰金」（労働基準法第120条）が科せられることもあるので注意しましょう。

周知の方法としては、「掲示・備え付けによる周知」や「書面による周知」「クラウドやデータによる周知」などがあります。

企業に合った方法で周知をおこなしましょう。

■ 就業規則を適切に作成しトラブル回避につなげましょう

就業規則を適切に作成することは、法令を遵守し、企業の信頼を守るために必要であり、企業と従業員の双方が安心して、良好な関係を築くためにも欠かせない作業です。

◎ 就業規則は定期的な見直しを

就業規則は、企業の経営状況や、働き方の多様化に合わせて、現行の法制度に沿った内容となっているか、定期的に見直す必要があります。

しかし、幅広い労働関連法について、定期的におこなわれる法改正の情報を漏れなく網羅し、必要に応じて就業規則の改正をおこなう作業は、企業によっては困難となることもあるでしょう。

■ まとめ

就業規則の作成は、10人以上の従業員を雇う企業の義務であり、適切に作成する必要があります。

就業規則を適切に作成できていないと、思わぬことで「法令違反」となったり、「従業員との労働トラブル」を引き起こしたりしてしまいます。

自社の就業規則が適切に作成できているかどうか、就業規則を適切に作成する方法がわからない、などの疑問や不安を抱えている企業は、専門家に相談しましょう。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmclub.jp/>



新型コロナ対策資本金性劣後ローンとは

10年間無担保無保証で返済不要の融資があるという話を聞いたことがありますか？



これは、資本金性ローンという従来からある政府の支援を受けた日本政策金融公庫や商工中金が窓口となって利用が出来る特別な融資制度です。

コロナウィルスの影響下でこの資本金性ローンの内容が拡充されて現在は「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」が登場しています。

これまでに多くの事業者が日本政策金融公庫や商工中金の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や民間金融機関からの「実質無利子・無担保融資いわゆるゼロゼロ融資」などを利用しています。

しかしながら、目下こうした公的支援を受けた特別な融資が新たに登場する予定は見当たらず、今後は民間金融機関がリスクを取ったプロパー融資で事業資金の支援を進めることも求められるようになります。しかし、コロナの影響を受け債務超過に陥ってしまった事業者にはプロパー融資はなかなか難しいのが実情です。

その中で、今後さらに融資を受ける場合、今回ご案内する「資本金性劣後ローン」を検討するののも一つの選択肢です。最近になり、日本政策金融公庫は、積極的に資本金性劣後ローンを推進しています。

資本金性劣後ローンの劣後とは何を差すかという点、「他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入」のことをいいます。つまり企業が破綻した場合などに、融資した金融機関が債権回収できる順位

が通常の融資と比較して、劣後する融資のことを意味しています。

そういう条件をつけることで何が起きるかという点、このローンは融資でありながら、資本と見做すことができるようになるのです。つまり、債務超過の解消に役立つのです。

資本金性ローンで調達しながら、財務の改善も狙える。については他の金融機関も融資がしやすくなるという一石二鳥を狙う融資なのです。

■ 新型コロナ対策資本金性劣後ローンの特徴

◎利用できる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者

- ① J-Startup に選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている事業者

この中のいずれかに該当すれば良いとのことですが、このレポートを読んでいる事業者さんであれば問題ありません。

③の民間金融機関等からの協調支援もしくは、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象という項目があり、この読者の顧問の会計事務所は認定支援機関の会計事務所ですので、ご安心ください。

◎利率について 業績に応じた金利設定

赤字のときは金利負担が小さく、黒字になれば金利は高くなります。これまでの一般的な資本金性劣後ローン（コロナ対策ではない資本金性ローンが以前から存在していました）よりも低めに設定されています。なお、特別利子補給制度の対象とはされていません。

◎返済について

元金は「最終期限一括」での返済となり、最長 20 年まで融資期間が設定できます（審査による）。最終回までは利息のみの支払いとなります。毎月の返済がないのは、資金繰りの安定につながります。ただし、原則として融資後 5 年間は繰上返済ができません。

◎担保・保証人について

無担保・無保証人です。

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付との併用について

本制度は「別枠」となっていますので、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を融資限度額まで利用していても、申請が可能です。

ローンの支援をきっかけに民間の金融機関の融資も引き出すことが目的でもあるため、日本政策金融公庫としては、融資はOKだが、民間金融機関の融資も同時に実行することを条件とするというような審査結果がよく見受けられます。こうした複数の金融機関が同時に融資を行うことを協調融資と呼び、金融機関同士でリスクを分担し支援するという方法です。

◎デメリットはありますか？

もし黒字になった場合 4 年目以降は金利が上昇します。国民事業の場合、3.3%～ 4.7%となるので、現状の金利水準からして決して安い金利とは言えないでしょう。

新型コロナ対策資本金性劣後ローンの概要

○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに認定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築 ^(※1) されている事業者 ^(※2) <small>(※1) 原則として融資後1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が完了されること。 (※2) 民間金融機関等からの融資を受ける場合においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定しているが対象。</small>																
融資限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり7.2億円⇒10億円（別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）																
融資期間	20年・10年・5年1ヵ月（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期間前弁済可能																
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%又は0.95%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th> <th colspan="2">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1ヶ月・10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業・危機対応</td> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>国民事業</td> <td>0.95%</td> <td>3.30%</td> <td>4.70%</td> </tr> </tbody> </table> <small>※直近決算の業績に応じて、毎年適用利率の見直しを実施</small>				当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		5年1ヶ月・10年	20年	中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%	国民事業	0.95%	3.30%	4.70%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合															
		5年1ヶ月・10年	20年														
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%														
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%														
担保・保証人	無担保・無保証人																
資本性の扱い	金融機関の債権者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）																
その他	本制度による債務は、法的償還時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後																

引用：資本金性劣後ローンの概要（経済産業省ホームページより）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210608005/20210608005-1.pdf>

■ 本件にかかるよくある質問

◎審査は厳しいのか

事業計画書の作成が必要でその内容により審査が行われます。コロナ関連特別融資のように簡単に決済が下りるものではありませんし、審査時間も 1 か月以上かかることを想定しておいたほうが良いと思います。

また、日本政策金融公庫としては、日本政策金融公庫が単体で支援するのではなく、この資本金性劣後

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



会社を売却しようと思ったときの注意点

最近では、ほとんどの経営者が「M&A」という言葉を耳にし、またその内容も理解しているのではないのでしょうか。特に、「スモール M&A（マイクロ M&A）」という言葉もあるように、取引規模の比較的小さい M&A も増えてきており、どここの経営者が「会社を売った」などという話も聞えてきている現状だと思います。

さて、一般的にスモール M&A とは、「年商 2 億円以下の企業の譲渡案件」「譲渡対価が 5,000 万円以下」の M&A を差します。また譲渡価額で 1,000 万円以下となる M&A をマイクロ M&A と呼んでいます。M&A とは会社の株式を売買するだけでなく、事業、店舗などの営業資産を譲渡、譲受けすることも含まれます。個人経営の店舗などの引き渡しも、マイクロ M&A によく見られる承継手段の 1 つです。

このようなスモール以下のサイズの M&A が増えている背景には、次のような点が考えられます。

- ・後継者がいない企業や後継者がいても会社を継ごうとしない企業の数が増え続けているとされている 2025 年に近づいている。
- ・スモールサイズの M&A のオンラインマッチングサイトが増えてきていて、相手が探しやすくなっている。

■ M&A は超売り手市場

中小企業でも M&A が盛んになっているとはいえ、中身を覗くと売手（譲渡する企業）の案件 1 件に対して、10 件の買い手が見つかると言われていたほど、超売り手市場となっています。買い手側としては大手企業もいれば、創業の代わりに会社を買収して手っ取り早く事業を始めたいという脱サラを狙うサラリーマンまで多様な買い手が現れるそうです。この状況からすると売手企業にとっては相手はすぐ見つかると言えるでしょう。

しかし、M&A の専門家に言わせると、希望価額が高すぎる。業績が悪い、借入金が多い場合は値段が付かない（タダでもいらぬ）という案件も多いというのです。

■ まずはキャッシュフローがプラスでないと始まらない

売手の企業の価値はキャッシュフロー（営業利益＋減価償却費）の大きさに決まります。

そのキャッシュフローの何年分を現在の価値として評価して売買金額を決めるというのが、M&A では一般的な価格算定方法となっています。

現在キャッシュフローがマイナスでも将来プラスになる見込みが高ければ、その将来のキャッシュフローまでを織り込んだ価値になります。

また借入金＝純債務（純債務とは、借入金から預金を差し引いた額です）がある場合は算定価額からマイナスすることが通常です。

つまり、キャッシュフローがマイナスでは値段がつかない、また借入金があるとさらに価値が下がるというわけです。



譲渡価額を算定する際に、そのキャッシュフローの何倍を現在価値として算定すると前述しましたが、スモールサイズの M&A は企業の業績の安定性、成長性が大企業に比べて低いので、その倍率も低く見積もられるのが一般的です。

その倍率は 3 倍程度で 5 倍となると高倍率と言えると思います。

については、超売り手市場とは言っても、自己評価が高すぎると相手がなかなか見つからないというケースも見受けられます。

■ スモール M&A 売手企業のメリット・デメリット

それでは、スモール M&A をしたいと思った売手企業の視点で、そのメリット・デメリットについて詳しく見ていきましょう。

メリットについて

まずスモール M&A を行うメリットについて 1 つずつ、説明します。

① 事業継承や引継ぎ問題の解決

オーナー自身で事業を継続していくことが困難になった、継承してくれる親族がいないなど譲渡を検討する会社にはさまざまな理由があります。

しかし、M&Aにより会社や事業を譲渡すれば、これらの問題の解決が見込めます。

② 個人保証や担保からの解放

小規模事業者は個人保証や担保を背負っているケースも多々あります。M&Aを行うことで、譲受企業に個人保証や担保などを引き継ぐことも可能です。

さらに、M&Aにより事業（株式）を売却することで、利益を得られる可能性があります。

③ 従業員の雇用維持

M&Aをしなければ会社は廃業を選択することになります。そうすると、従業員やその家族にとっては、生活が不安となります。M&Aにより、雇用が維持されることになるし、大手企業が譲り受けることで社会的な信用力が向上したり、賃金などの待遇が改善されたりすることもあります。

デメリットについて

一方、デメリットについてもきちんと把握しておくことが大切です。

① 経営権を失う

M&Aによる会社や事業を譲渡のほとんどが事業資産に加えて経営権を譲渡するものです。そうでないと買い手側が自由に会社の意思決定をすることができません。逆に言えば経営権が譲渡企業から譲受企業に移動するため、先代オーナーは口出しが出来ないと覚悟しておいた方がよいのです。

② M&Aの情報漏洩リスク

スモール M&A は金額面から多くの買い手が現れるのはいいのですが、それだけ会社を売るという情報が社内外に漏れてしまうリスクがあります。マッチングプラットフォームの利用などは慎重に行うべきです。その点では有償であってもM&Aアドバイザーの登用も検討すべきでしょう。

③ 表明保証リスク

M&Aには企業実態の把握のためにデューデリジェンスという手続きが欠かせません。

買い手側がリスクをしっかりと把握するために

- ・財務デューデリジェンス
- ・法務デューデリジェンス
- ・税務デューデリジェンス
- ・ビジネスデューデリジェンス

など様々な角度からその分野の専門家に依頼して監査をします。

しかしながら、スモールサイズの M&A はこのデューデリジェンスがコストが高いとか、それほど、スモールサイズならば大きなリスクはないだろうとデューデリジェンスを簡単にすませたり、行わなかったりとする場合も見受けられます。

その際に、「そんなにリスクが無いと思うので、後に何か問題がでたらその損失を補填するという表明保証という条項を契約に織り込みましょう」と片付けるケースがあります。

のちに税務調査があり、追徴金をとられたとか、M&A直後に顧客取引が終了してしまい、そんな話は聞いていなかったなど揉めてしまう（裁判になる）こともあります。

よって、デューデリジェンス業務は買い手のために行う手続きなのですが、しっかりとデューデリジェンスを行ってもらい、実態を開示して、揉める要素を減しておくことも重要な考え方で

■ 顧問の会計事務所にアドバイザーになってもらう

スモールサイズであると簡易に取引が出来そうと考えがちですが、実はスモールサイズならではのリスクが存在していることを認識して、専門家のアドバイスを受けるようにしましょう。

まずは、顧問の会計事務所に相談するのがリスクを最小限にする最も有効な対策だと思います。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム



成人は18歳から！ 贈与税・相続税の影響は？

日本で成人と言えば20歳でしたが、約140年ぶりに見直され、今年4月1日から「18歳」に引き下げられました。世界的に見ても成人年齢は18歳が主流となっており、世界的な基準に合わせたともいえます。

現在、未成年の場合は、生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成人年齢
～2002年4月1日	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日		18歳
2004年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

例えば今年4月1日以降は、18歳や19歳の人でも親の同意を得ることなく、マンションの賃貸契約、クレジットカードの作成といった契約行為がひとりで可能となります。相続の際の「遺産分割協議」も18歳以上から単独で参加できます。

一方、飲酒・喫煙、馬券購入といったギャンブル、国民年金の加入開始年齢は、引き続き20歳以上そのままになっています。

また、税金面でも子や孫の贈与・相続や事業承継で「20歳」を基準とする要件が「18歳」に引き下げられる税制改正が行われています。

今回は成人年齢の引下げと贈与税・相続税への影響をご紹介します。

1. 贈与税（暦年課税）の税率

父母や祖父母など直系尊属から贈与を受けたときは、次の表のように通常の贈与税の税率（一般税率）よりも低い「特例税率」が使えます。

<贈与税（暦年贈与）の速算表>

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
～200万円以下	10%	—	10%	—
～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
～400万円以下	20%	25万円		
～600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
～1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
～1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
～3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
～4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

2022年4月1日以後に贈与で財産をもらう場合には、特例税率を使える人の年齢が次のように引き下げられ、2年早く生前贈与で有利な税率を使うことができます。

対象者	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
もらう人	20歳以上※	18歳以上※

※年齢は「贈与年の1月1日時点」で判定

ただし、2022年は少し注意が必要です。3月31日までの贈与は、従来どおり「20歳以上」なので、同じ年に贈与しても次のように税率が異なる場合があります。

2022年1月1日時点	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
もらう人が19歳	20歳未満：一般税率	18歳以上：特例税率

2. 贈与税の非課税制度

次の2つの贈与税の非課税制度についても20歳以上から「18歳」以上に引き下げられ、2年早く生前贈与で使うことができます。

(1) 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

2022年1月1日から2023年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から住宅の新築・取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合には、最大1,000万円が非課税になります。

対象者	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
もらう人	20歳以上※	18歳以上※

※年齢は「贈与年の1月1日時点」で判定

(2) 結婚・子育て資金の贈与税の非課税制度

2015年4月1日から2023年3月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から結婚・子育てに充てるための資金を一括で贈与した場合に、1,000万円まで贈与税が非課税になる制度です。

対象者	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
もらう人	20歳以上50歳未満※	18歳以上50歳未満※

※年齢は「結婚・子育て資金管理契約締結の日時点」で判定

3. 相続時精算課税制度

(1) 原則

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母や祖父母など直系尊属から、子または孫に財産を贈与する場合に選択できる制度です。贈与したときには「2,500万円までの非課税枠」があり、それを超えても税率は一律20%です。

ただし、相続時には相続財産に加算して相続税を計算するので、相続まで考えて相続時精算課税制度を利用する必要があります。

この制度も2022年4月1日以後の贈与分から、「もらう人」の年齢要件が「18歳」以上に引き下げられ、2年早く生前贈与に使うことができます。

	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
贈与する人	60歳以上※	
もらう人	20歳以上※	18歳以上※

※年齢は「贈与年の1月1日時点」で判定

(2) 特例

住宅取得資金を贈与するために相続時精算課税制度を利用するときは、特例として父母や祖父母の年齢が60歳未満でも利用できますが、この制度も「もらう人」の年齢が20歳以上から「18歳」以上に引き下げられます。

4. 事業承継税制

事業承継税制（贈与税）は、非上場会社の株式を先代の経営者から贈与によって取得した場合、一定の条件を満たすと贈与税が猶予または免除される制度です。

事業承継税制の対象になる後継者にも20歳以上から「18歳」以上に引き下げられ、2年早く事業承継対策に使うことができます。個人版事業承継税制も同様です。

対象者	3月31日までの贈与	4月1日以後の贈与
もらう人	20歳以上※	18歳以上※

※年齢は「贈与の日時点」で判定

5. 相続税の未成年者控除

1～4は贈与税の話でしたが、最後は相続税の未成年者控除です。相続の際に「未成年者」がいる場合に相続税が減税になります。

2022年4月1日から成人の年齢の引下げで次のように計算式が変わるため、最大20万円少なくなり、不利な改正となります。

3月31日までの相続	4月1日以後の相続
(20歳－相続開始時の年齢)※×10万円	(18歳－相続開始時の年齢)※×10万円

※1年未満の端数は切上げ

まとめ

今回の成人年齢の引下げにより、「20歳」を基準とする要件が「18歳」に引き下げられ、生前贈与や事業承継対策が2年早くできるようになりました。

一方で、昨年12月に公表された「令和4年度税制改正大綱」では、「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」とコメントされており、今後、贈与税・相続税について何らかの見直しが入る可能性があります。

次の令和5年度税制改正以降の動向も踏まえながら、今後の贈与・相続、事業承継を検討しましょう。

助

成

金

活

用

ガ

イ

ド

人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」は、良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主の方）が対象を支援する助成金です。

■ 対象経費

- 助成対象となる取り組みには、以下の5つがあります。※下の（ ）の中は上限額
 - ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更（就業規 11 万円、労使協定 1.1 万円）
 - ・ 外部専門家によるコンサルティング（33 万円）
 - ・ テレワーク用通信機器等の導入・運用（機器によって異なるため割愛）
 - ・ 労務管理担当者に対する研修（11 万円）
 - ・ 労働者に対する研修（11 万円）
- ※PC、タブレット、スマートフォンの購入費用・レンタル、リース費用は支給対象外

■ 助成額

- 支給額

人材確保等支援助成金（テレワークコース）は、それぞれの支給要件を満たすと支給申請ができます。その支給要件と補助率・上限額は、下記のとおりです。

 - ◎ 機器等導入助成
 - 1 企業あたり、支給対象となる経費の 30%
 - ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円
 - ◎ 目標達成助成
 - 1 企業あたり、支給対象となる経費の 20%（生産性要件を満たす場合 35%）
 - ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円



< 機器等導入助成 >

1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。
2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した就業規則又は労働協約を整備すること。
3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。

4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと。

（1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。

（2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。

5. テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

<目標達成助成>

1. 離職率に係る目標の達成

（1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。

（2）評価時離職率が30%以下であること。

2. 評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

■ 支援までの流れ

支給までの流れになります。申請期限など細かいところは労働局で確認してください。

- ① テレワーク実施計画の作成・提出し管轄労働局から認定をもらう。
- ② テレワーク実施計画にもとづいたテレワークを可能とする取り組みを実施する。
- ③ 機器等導入助成の評価期間にテレワークを実施する。
- ④ 機器等導入助成の支給申請を行う。
- ⑤ 目標達成助成の評価期間にテレワークを実施する。
- ⑥ 目標達成助成の支給申請を行う。



■ 改正点

テレワークコースは令和3年12月と令和4年4月に改正があります。

●令和4年4月1日改正

助成金の利用の要件として、事業主に対し、全労働者に向けて

「企業トップからのメッセージ発信・社内呼びかけ」や「事例収集及び社内周知」が必要となりました。

●令和3年12月21日改正

テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります。

以下のテレワーク用サービス利用料も助成対象となります（対象となる経費は初期費用：合計5万円（税抜）、利用料合計：35万円（税抜）までです。）

- リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- 仮想デスクトップサービス
- クラウドPBXサービス
- web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス

ワンポイントアドバイス

テレワークをすることにより全国各地から優秀な人材を採用することもできるようになりました。そのための準備にかかる費用を助成してくれるため積極的に活用しましょう。

また今まで育児や介護で退職してしまっていた社員もテレワークをすることにより家で仕事ができるようになるため定着を図ることもできます。



監修：社会保険労務士法人あいパートナーズ 代表社員 岩本 浩一 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2022年4月現在、全国で30,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

認定支援機関である会計事務所が提供する主な支援内容

「経営力向上計画」策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。



経営力向上計画を策定し、国の認定を受けると…

金融支援や優遇税制など多数の「優遇措置」を受けることが可能になります。
経営力向上計画は、認定支援機関の支援を受けながら策定することができます。

「経営改善計画」策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。認定支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。



経営改善計画策定に係る費用が補助される制度があります

経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善計画を策定する場合、一定の要件を満たせば費用の2/3(最大300万円)が補助される制度があります。

補助金申請支援（事業再構築補助金など）

国が公募する補助金の中には、認定支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業再構築補助金」は、認定支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

認定支援機関の支援を必要とする補助金の一例

- ・事業再構築補助金
- ・経営改善計画策定支援事業（補助金）



資金調達に関する支援

認定支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

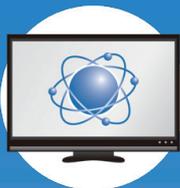
金融機関目線での**財務格付け**の判定

金融機関が求める事業計画書を作成

返済金額の最適化に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフトに対応**
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prusを無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など財務に関するスムーズな支援が可能です。